

令和8年10月16日

株主各位

大阪市中央区博労町三丁目3番7号
株式会社アクトビ
代表取締役 藤原 良輔

基準日設定につき通知公告

記

当社は、令和8年11月下旬に開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、令和8年10月31日（土曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、議決権を行使することのできる株主と定めましたので公告いたします。

以上